

建設委員会議案説明資料

令和5年3月14日

| 件名 | 頁 |
|---|----|
| 1 第24号議案 足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例・・・ | 2 |
| 2 第25号議案 足立区宅地開発事業調整条例の一部を改正する条例・・・・・・ | 4 |
| 3 第26号議案 債権の放棄について (区営住宅使用料請求金債権)・・・・・・ | 13 |
| 4 第31号議案 債権の放棄について (民営自転車等駐車場補助金返還金債権)・・・・・・ | 15 |

(都市建設部)

第 2 4 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 4 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 |
| 所管部課名 | 道路公園整備室道路公園管理課 |
| 内 容 | <p>1 改正理由 足立区河川流水占用料等徴収条例における流水占用料等は、東京都河川流水占用料等徴収条例（以下「都条例」という。）に準拠している。 この度、都条例の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）があったので、本条例の一部を改正する。 なお、伝右川・圀川・旧綾瀬川・芝川・新芝川は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、都条例による徴収事務を行っている。 また、足立区が管理する花畑川での流水占用料の実績はない。</p> <p>2 対象河川 花畑川（準用河川）</p> <p>3 新旧対照表 別紙参照 P 3</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p> |
| 今後の方針 | 令和 5 年 4 月からの条例施行に向けて、準備を進めていく。 |

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--------------------------------------|------------------|--------|--------------------------------------|------------------|--------|
| ○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号 | | | ○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号 | | |
| 第1条～第6条（省略） | | | 第1条～第6条（現行のとおり） | | |
| | | | 付則（令和 年 月 日条例第 号） | | |
| | | | この条例は、令和5年4月1日から施行する。 | | |
| 別表（第3条関係） | | | 別表（第3条関係） | | |
| 1 流水占用料 | | | 1 流水占用料 | | |
| 種別 | 単位 | 金額 | 種別 | 単位 | 金額 |
| 工業用等（ 発電用を除く。） | 1リットル毎秒 につき1年 | 6,288円 | 工業用等（ 発電用を除く。） | 1リットル毎秒 につき1年 | 6,338円 |
| 備考 | | | 備考 | | |
| 1～3（省略） | | | 1～3（現行のとおり） | | |
| 2 土地占用料（省略） | | | 2 土地占用料（現行のとおり） | | |
| 備考 | | | 備考 | | |
| 1～5（省略） | | | 1～5（現行のとおり） | | |

第 2 5 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 4 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 足立区宅地開発事業調整条例の一部を改正する条例 |
| 所管部課名 | 建築室開発指導課 |
| 内 容 | <p>1 改正理由</p> <p>(1) 土地の細分化・建物の過密化の抑制を目的とした宅地開発の指導を強化する一方で、土地所有者の権利を制限している規定を改めるため足立区宅地開発事業調整条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>(2) 条文の全般について、文言の整理や追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>(1) 規定内容の変更</p> <p>ア 宅地開発事業の定義を改め、規制対象外となっている「建築を伴わない土地の分割・販売のみの行為」を条例の適用対象に加える（別紙 1 参照 P 5）。</p> <p>イ 全体を 1 の宅地開発事業とみなす期間を 3 年から 1 年に改め、通常の宅地開発のスケジュール実態に即したものとする（別紙 2 参照 P 6）。</p> <p>(2) 文言の整理、追加</p> <p>ア 条例の適用を除外する規定についての文言を整理する。</p> <p>イ ごみ集積所の設置にあたり、隣接する住民等への事前説明に努める項目を追加する。</p> <p>ウ 町会・自治会等の加入促進に係る規定についての文言を整理する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙 3 参照 P 7～12</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 5 年 7 月 1 日</p> |
| 今後の方針 | 令和 5 年 7 月からの条例施行に向けて、準備を進めていく。 |

改正内容 (1) 土地の分割のみの行為も規制対象とする

強化

※ 宅地の最低面積が 70 m^2 の地域において

改正前

全体面積 150 m^2 の土地を分割し、販売のみの例

図 1

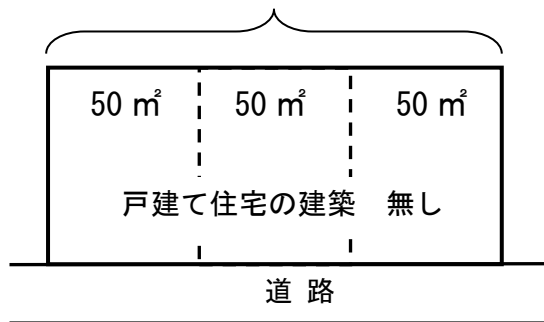
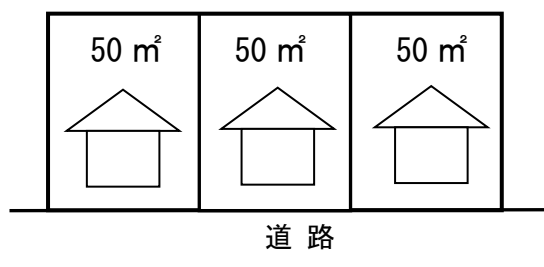


図 2



課題認識

現在の条例上では、戸建て住宅の建築が伴わない宅地開発事業は対象外である。

↓ そのため

宅地の最低面積 (70 m^2) を下回る土地の分割・販売を抑止できない。 図 1 参照

↓ 結果として

将来的に、販売された狭小宅地には住宅が建築され、建物の過密化につながっていく。 図 2 参照

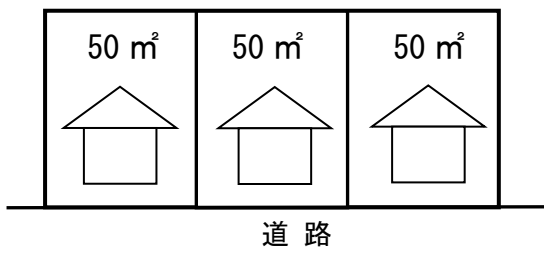
宅地開発事業の定義を改めて土地の分割・販売のみを行う行為も規制対象に加える必要がある。

改正後

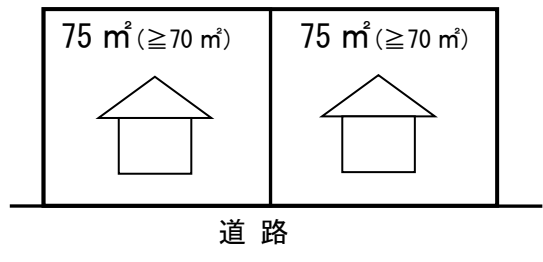
土地の分割・販売のみを行う行為も規制対象に追加する (第 2 条)。



宅地の最低面積 (70 m^2) を下回る狭小な土地の分割は不可となる。



条例に適合する 70 m^2 以上の宅地分割を誘導できる。



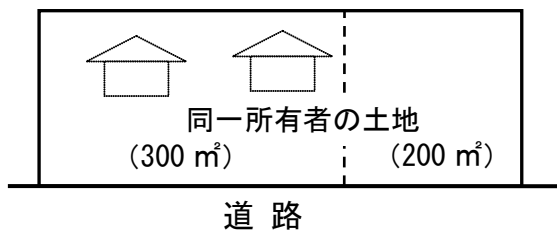
改正内容 (2) 全体を1の宅地開発事業とみなす期間を改める

見直し

改正前

図1

一部を先行利用する例



開発許可
雨水抑制
など

課題認識

500 m²以上の敷地を開発する場合には、さらなる負担を求めている。そのため、敷地の一部を切り離して、300 m²で開発される事例がある。図1参照

その対策として

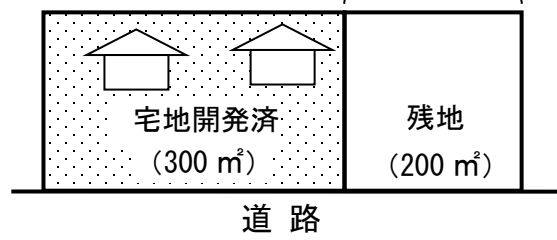
3年以内に残地を利用する場合は、全体を1の宅地開発事業（以下、一体開発という）とみなす規定を設け、さらなる負担を求めている。この規定を避けるため、所有者は3年間、残地の利用を停止する。図2参照

しかし

「3年」という長期に渡り、土地利用の制限を課すことは土地所有者の負担となっている。

図2

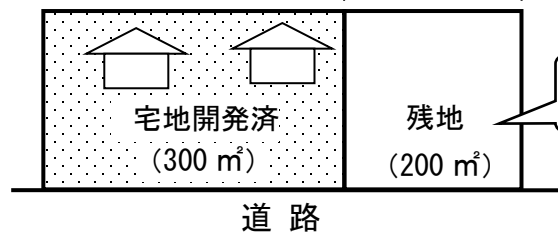
3年間利用停止



改正後

一体開発とみなす期間を「3年」⇒「1年」に改める（第3条の2）。

1年間利用停止



1年経過後は別開発の扱い

改正の背景

- 1 昭和 57 年に区の開発指導要綱が制定されてから現在に至るまで「3年」で指導しており、令和元年に条例化した際も問題視することができなかった。
- 2 既に 23 区中 11 区が一体開発とみなす期間を「1年」と規定しているため、当区としても同様とし、土地所有者の負担軽減を図る。また、通常の宅地開発は1年程度で完了することから、期間を「1年」と定めることで工事集中を回避させ、開発地周辺的生活環境の維持につなげたい。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>○足立区宅地開発事業調整条例 令和元年7月4日条例第10号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、事業者による戸建て住宅の供給を目的とした宅地開発事業に関し、必要な手続、基準その他必要な事項を定めることにより、良好な住環境の保全及び安全で快適な生活環境を形成することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。 （1）～（2）（省略） （3）戸建て住宅 法別表第2（い）項第1号に規定する住宅及び同項第2号に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるものをいい、長屋を除くものとする。 （4）宅地 戸建て住宅の建築に係る敷地をいう。 （5）宅地開発事業 一団の土地を2以上に分割し、1以上の戸建て住宅を建築する事業をいい、当該事業に伴い新設される道路、ごみ集積場等の施設を整備する事業を含むものとする。 （6）（省略） （7）事業者 宅地開発事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施工するものをいう。ただし、国、都、地方公共団体及び都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）に規定する独立行政法人都市再生機構をいう。）を除く。</p> | <p>○足立区宅地開発事業調整条例 令和元年7月4日条例第10号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、事業者による宅地開発事業に関し、必要な手続、基準その他基本的な事項を定めるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第3項の規定に基づき、開発許可が伴う宅地開発事業に対して制限を強化又は緩和する内容を定めることにより、宅地の細分化による建物の過密化を抑制し、ゆとりのある良好な住環境の保全及び安全で快適な生活環境を形成することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び都市計画法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。 （1）～（2）（現行のとおり） （3）（削る） （3）宅地 建築物の敷地として利用可能な土地をいう。 （4）宅地開発事業 一団の土地を2以上の宅地に分割する事業をいい、当該事業に伴い新設される道路、ごみ集積所その他の関連する施設を整備する工事（以下「関連工事」という。）を含むものとする。 （5）（現行のとおり） （6）事業者 宅地開発事業を行う者をいう。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(8)～(10) (省略) (適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する場合を除く、事業区域の面積が150平方メートル以上の宅地開発事業について適用する。</p> <p>(1) 法第85条に規定する仮設建築物の建築</p> <p>(2) 災害対応のため、必要な緊急措置として行われるもの</p> <p>(3) 専ら自己又は親族が居住するために行うことが明らかなもの (1の宅地開発事業とみなし条例を適用する事業)</p> | <p>(7)～(9) (現行のとおり) (適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が150平方メートル以上の宅地開発事業について適用する。</p> <p>(1)～(3) (削る)</p> <p>(1の宅地開発事業とみなす場合)</p> |
| <p>第4条 150平方メートル以上の一団の土地の一部のみ宅地開発事業を行う場合、当該事業を行う土地以外の区域で、宅地開発事業を行わない事実の確認ができなかったときは、当該一団の土地の全部を1の事業区域とみなす。</p> | <p>第3条の2 宅地開発事業の工事中又は工事完了後1年以内に、隣接する土地において当該宅地開発事業を行った事業者と同一の事業者が宅地開発事業を行い、これらが全体として一体的な土地利用と認められる場合は、これらを1の宅地開発事業とみなす。</p> |
| <p>2 前項の事実が確認できた場合においても、同一の事業者が宅地開発事業により戸建て住宅を建築し、法第7条第5項の検査済証の交付を受けた日から起算して3年以内に行う宅地開発事業であって、全体として一体的な土地利用を行うとみなされる場合は、1の宅地開発事業とみなす。 (追加)</p> | <p>2 (削る)</p> <p>(適用除外)</p> |
| | <p>第4条 第3条の規定にかかわらず、宅地開発事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定の全部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 法第85条に規定する仮設建築物の建築のために行うもの</p> <p>(2) 災害対応のため、必要な緊急措置として行うもの</p> <p>(3) 専ら自己又は親族が居住するために行うことが明らかなもの</p> <p>(4) 相続等によるもの</p> <p>(5) 個人による所有地の売却のために行うもの(業として行うものを除く。)</p> <p>(6) 分割後の宅地が全て150平方メートル以上となるもの</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第5条～第7条 (省略) (事業計画書の提出)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 都市計画法第29条の適用を受ける宅地開発事業においては、<u>同法第32条に基づく開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得た場合には</u>、第1項の規定による事業計画書の提出があったものとみなす。 <u>(追加)</u></p> <p>(適合通知)</p> | <p>2 <u>前条の規定により1の宅地開発事業とみなされた場合は、区と事業者との協議により、当該宅地開発事業についてこの条例の一部を適用しないことができる。</u></p> <p>第5条～第7条 (現行のとおり) (事業計画書の提出)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 都市計画法第29条の適用を受ける宅地開発事業においては、<u>同法第32条の規定による協議に必要な書類が提出されたときは</u>、第1項の規定による事業計画書の提出があったものとみなす。</p> <p>4 <u>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例(平成30年足立区条例第15号)第3条の適用を受ける宅地開発事業においては、同条例第9条の規定による建築計画書が提出されたときは、第1項の規定による事業計画書の提出があったものとみなす。</u></p> <p>(適合通知)</p> |
| <p>第9条 (省略)</p> <p>2 前条第3項の宅地開発事業にあつては、<u>都市計画法第29条に基づく開発行為の許可があつた場合には</u>、前項の規定による適合した旨の通知があつたものとみなす。</p> <p>3 (省略) (<u>工事着手の時期</u>)</p> | <p>第9条 (現行のとおり)</p> <p>2 前条第3項の宅地開発事業にあつては、<u>都市計画法第32条の同意があつた場合には</u>、前項の規定による適合した旨の通知があつたものとみなす。</p> <p>3 (現行のとおり) (<u>事業実施の時期</u>)</p> |
| <p>第10条 事業者は、前条第1項の通知後(同条第2項の規定により同条第1項の通知があつたものとみなされた場合を含む。)に宅地開発事業の<u>工事に着手するものとする。</u></p> | <p>第10条 事業者は、前条第1項の通知後(同条第2項の規定により同条第1項の通知があつたものとみなされた場合を含む。)に宅地開発事業を<u>実施するものとする。</u></p> |
| <p>第11条～第13条 (省略) (近隣関係住民への説明等)</p> | <p>第11条～第13条 (現行のとおり) (近隣関係住民への説明等)</p> |
| <p>第14条 事業者は、<u>宅地開発事業の工事着手前に</u>近隣関係住民に対し、事業計画のうち規則で定める事項について、戸別訪問又は説明会の方法(以下</p> | <p>第14条 <u>関連工事を行う事業者は、当該関連工事の着手前に</u>近隣関係住民に対し、事業計画のうち規則で定める事項について、戸別訪問又は説明会の</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>「説明会等」という。)により、説明するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (省略) (宅地の最低面積)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第20条第5項の適用を受け、公園等の設置</p> | <p>方法(以下「説明会等」という。)により、説明するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (現行のとおり) (宅地の最低面積)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> |
| <p><u>を免除された宅地開発事業における宅地の面積は、100平方メートル以上とするものとする。この場合において事業者は、宅地内の緑化に努めるものとする。</u></p> <p>第16条～第19条 (省略) (公園等)</p> <p>第20条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第6号の規定による<u>公園等の面積は、事業区域の面積の5パーセント以上とし、かつ、当該公園等の1箇所当たりの最低面積は、150平方メートルとする。</u></p> | <p>第16条～第19条 (現行のとおり) (都市計画法による制限の強化及び緩和)</p> <p>第20条 <u>都市計画法第33条第3項の規定に基づく、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第25条第6号の規定による制限の強化の内容は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 都市計画法第29条の適用を受ける事業区域面積3,000平方メートル以上の宅地開発事業において設置する公園等の面積の合計は、事業区域の面積の5パーセント以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 前号の公園等の1箇所当たりの最低面積は、150平方メートルとすること。</u></p> |
| <p>2～4 (省略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、規則に定める基準に該当する場合で、特に必要がないと区長が認める場合は、公園等の設置を免除することができる。</p> <p><u>(都市計画法に定める開発許可の基準)</u></p> <p>第21条 この条例の適用を受ける宅地開発事業については、都市計画法第33</p> | <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 都市計画法第33条第3項の規定に基づく、令第25条第6号の規定による制限の緩和の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 規則に定める基準に該当する場合で、特に必要がないと区長が認めるときは、公園等の設置を要しないこと。</u></p> <p><u>(2) 前号の場合において事業者は、宅地内の緑化に努めること。</u></p> <p>(削る)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化及び緩和を行うものとし、その内容は、前条に定めるとおりとする。</p> <p>(ごみ集積場)</p> <p>第22条 事業者は、事業区域に5以上の宅地を設ける場合、規則で定める基準により、<u>ごみ集積場を整備するものとする。</u>ただし、<u>ごみ集積場を整備したとみなすことができる場合として規則で定める場合は、ごみ集積場を整備しないことができる。</u></p> <p>(追加)</p> | <p>(ごみ集積所)</p> <p>第21条 <u>戸建て住宅の建築を目的とした宅地開発事業を行う事業者は、事業区域に5以上の宅地を設ける場合、規則で定める基準により、ごみ集積所を整備するものとする。</u>ただし、<u>ごみ集積所を整備したとみなすことができる場合として規則で定める場合に該当するときは、ごみ集積所を整備しないことができる。</u></p> <p>2 事業者は、<u>ごみ集積所を整備する場合には、当該集積所の接する道路の反対側に位置し、又は当該集積所に隣接する土地に居住する者に対し、事前に説明するよう努めるものとする。</u></p> |
| <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>(地域コミュニティの推進)</p> <p>第25条 <u>事業者は、戸建て住宅等の購入者等に係る地域の地縁団体への加入等について区と協議するものとする。</u></p> <p>2 事業者及び戸建て住宅等の売買等を行う者は、規則で定めるところにより<u>当該戸建て住宅等の購入者等に係る地域におけるコミュニティの推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> | <p>第22条～第23条 (条番号のみ変更)</p> <p>(町会、自治会等への加入促進)</p> <p>第24条 <u>戸建て住宅、長屋又は共同住宅の建築を目的とした宅地開発事業を行う事業者は、当該事業区域が属する地域の町会、自治会等への加入等について区と協議するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の協議を行った事業者は、規則で定めるところにより宅地の購入者又は使用者に対する町会、自治会等への加入促進に努めるものとする。</u></p> |
| <p>第26条～第29条 (省略)</p> <p>付 則 (省略)</p> | <p>第25条～第28条 (条番号のみ変更)</p> <p>付 則 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (令和●年●月●日条例第●号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和5年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>施行日前に次の各号のいずれかの行為がなされた宅地開発事業については、なお従前の例による。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------|---|
| 別表（第15条関係） （省略） | <u>（1） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請</u> <u>（2） 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるための書類の提出</u> <u>（3） 土地の分筆登記</u> 別表（第15条関係） （現行のとおり） |

第 2 6 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 4 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 債権の放棄について (区営住宅使用料請求金債権) |
| 所管部課名 | 建築室住宅課 |
| 内 容 | <p>足立区が所有する以下の債権を放棄する。</p> <p>1 債権の内容 区営住宅使用料請求金</p> <p>2 債務者 足立区北加平町在住者</p> <p>3 放棄する債権の額 区営住宅使用料相当額請求金 1, 0 0 4, 2 7 7 円 (2 4 か月分)</p> <p>4 経緯 別紙 (「債権放棄」経過について) 参照 P 1 4</p> <p>5 債権放棄の理由 債務者が自己破産により本債権について免責を許可され、回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p> <p style="margin-left: 40px;">破産手続開始日 令和 3 年 9 月 1 5 日 免責許可決定日 令和 4 年 7 月 2 7 日</p> |
| 今後の方針 | 今後も悪質な滞納者等に対しては、的確に法的措置を実施するとともに、足立区債権等処理判定委員会に諮問し、債権処理を進めていく。 |

区営住宅使用料請求金 「債権放棄」経過について

1 入居期間

平成4年3月16日から平成30年6月30日まで

2 債権の額（訴外和解時）及び納付金額

平成26年5月28日訴外和解 2, 571, 900円（68か月分）
平成11年10月分から平成26年3月分まで
納付金額 1, 567, 623円（44か月分）

3 債権発生理由

平成11年4月分から延滞、不定期の入金となり、平成26年5月28日に65回の分割払いとする内容で区と訴外和解を交わした。

4 督促状、催告書送付履歴**(1) 督促状送付**

平成21年4月15日

平成23年4月15日、8月15日、9月15日、10月17日、11月16日

平成24年4月17日、7月18日

平成25年2月19日、3月21日、4月19日、5月22日、6月18日

8月19日、10月18日、11月20日、12月17日

平成26年1月20日

(2) 催告書送付

令和3年3月15日

(3) 納入誓約

平成14年9月12日、平成17年5月2日、平成20年8月28日

5 住宅課の対応

(1) 平成26年5月28日 債務者と区が訴外和解 月4万円43回の支払いあり。

(2) 平成30年4月16日 使用料請求金滞納による使用許可取り消し及び区営住宅の明渡し。退去後、月2万円14回の支払いあり。

令和2年12月以降、滞納が続く。

(3) 令和 3年6月 1日 給与情報を得て支払督促手続きに基づく債務名義の確定。

(4) 令和 3年6月23日 債務者が委任した弁護士から区へ、債務整理のための受任通知が送付される。

これを受け、区は債務名義による本人口座の差押えを留保。

(5) 令和 3年9月15日 債務者から破産宣告の申し立てが行われたが、区に対する残余財産の分配なし。

6 放棄事由

債務者には消費者金融からの借入金があり、その返済が滞ったことから、令和3年9月15日に破産手続きを開始し、令和4年7月27日に免責許可が決定された。

免責許可により、区として債務の履行を強制する手段がなくなり回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第2号に基づき債権放棄するものである。

第 3 1 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 4 日

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 債権の放棄について (民営自転車等駐車場補助金返還金債権) |
| 所管部課名 | 都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課 |
| 内 容 | <p>足立区が所有する以下の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権 種 類 民営自転車等駐車場補助金返還金 補助金額 2, 0 0 0, 0 0 0 円 交 付 日 平成 2 0 年 4 月 2 3 日 対象期間 平成 2 0 年 4 月 2 3 日から令和 5 年 1 月 2 8 日まで</p> <p>(2) 債務者 足立区東伊興二丁目 1 9 番 3 号 株式会社今井工業 代表取締役 塩田 亨</p> <p>(3) 補助対象 住 所 足立区舎人一丁目 2 5 番 9 号 名 称 塩花舎人駐輪場</p> <p>(4) 放棄する債権の額 合 計 4, 9 7 4, 2 0 6 円 内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未納額 1, 8 8 0, 0 0 0 円 ・ 違約金 3, 0 9 4, 2 0 6 円 <p>2 経過 別紙 1 (「債権放棄」経過について) 参照 P 1 7</p> <p>3 債権放棄の理由 任意回収、強制執行のいずれの方法でも返還金の回収が困難な状況にあることから、令和 5 年 1 月の第 1 3 回足立区債権等処理判定委員会において、足立区の債権の管理等に関する条例第 1 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による徴収停止相当であり、かつ時効期間が満了する令和 5 年 1 月 2 8 日以降に、債権放棄を行うことが妥当である旨の答申を受けたため、当該債権を放棄するものである。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>4 今回の事件を踏まえた取組み</p> <p>区が補助金を交付した事業者が経営破綻に至り、補助金返還にあたり債務不履行が生じたことを重く受け止め、以下の対応を行った。</p> <p>(1) 足立区民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会の設置</p> <p>足立区民営自転車等駐車場補助金交付要綱を平成23年に改正し、区長附属機関である上記の審査委員会を設置し、補助対象事業者の経営状況や民営駐輪場の運営計画等を厳密に審査している。</p> <p>(2) 審査会の主なチェック事項</p> <p>補助対象者が、個人事業主の場合は税の納付状況の調査、法人(事業者)の場合は税理士による会社の財務診断を行っている。</p> <p>5 提出根拠</p> <p>地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、当該債権の放棄について区議会の議決を得る必要があるため。</p> <p>6 添付資料</p> <p>別紙2(自転車駐車場案内図) P18</p> |
| <p>今後の方針</p> | <p>足立区債権等処理判定委員会の答申に基づき、債権放棄手続きを進めていく。また、民営自転車等駐車場補助金の適切な交付にあたり、足立区民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会による審査を実施するとともに、新たに返還金が発生した際は、足立区債権等処理判定委員会に諮問する等、適切に債権処理を進めていく。</p> |

民営自転車等駐車場補助金返還金 「債権放棄」経過について**1 補助金交付について**

平成20年 4月23日、補助金交付（200万円）

2 駐輪場運営状況について

平成21年 4月30日、経営難により駐輪場閉鎖（平成21年 6月15日廃止届受理）

3 補助金交付取消について

平成21年 6月24日、補助金交付取消決定

足立区民営自転車等駐車場補助金交付要綱に基づき、返還金の納付交渉を開始
（運営期間が3年に満たない場合は、交付額全額を返還させる旨の規定あり）

4 交通対策課の対応

(1) 平成23年 7月 5日 東京地方裁判所に民事訴訟を提起

(2) 平成23年10月18日 月々1万円ずつ納付することで法廷和解成立

(3) 分納開始（計12回納付）

平成23年11月18日、12月20日

平成24年 1月16日、 2月24日、 3月27日、 4月26日、 6月26日
8月24日、 9月27日、10月26日、11月20日

平成25年 1月28日（以降、納付なし）

(4) 平成25年 1月以降、電話催促及び納付書の送付を継続

(5) 令和 3年12月15日 法人みなし解散（会社法第472条第1項）

5 放棄事由

法人解散かつ代表取締役は所在不明であり、任意回収、強制執行のいずれの方法でも返還金の回収は困難であり、時効の援用をすることもできないことから、令和5年1月の第13回足立区債権等処理判定委員会において、足立区の債権の管理等に関する条例第11条第1項第1号及び第2号による徴収停止相当であり、かつ時効期間が満了する令和5年1月28日以降に、債権放棄を行うことが妥当である旨の答申を受けたため、当該債権を放棄するものである。

自転車駐車場案内図

